# 松原市市制施行７０周年記念冠事業取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、松原市市制施行７０周年記念冠事業（以下「冠事業」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。市制施行７０周年期間は、市民が一体感をもって祝い、松原市を築き支えてくださった方々に感謝を表す機会であり、庁内においては、新規事業の立ちあげや既存事業の見直しにより、全庁的に冠事業を積極的に検討・実施するとともに、庁外に向けては、広く冠事業の募集を行い、松原市全体で機運の向上を図る。

（定義）

第２条　この要領において、冠事業とは、松原市市制施行７０周年記念事業である旨をその事業の名称に冠して行う事業をいう。

（冠事業の要件）

第３条　冠事業の対象となる事業は、市が実施する事業及び市民や市民団体、地域、企業等が主催する事業で、次のいずれにも該当する事業とする。

（１）次条に規定する松原市市制施行７０周年記念事業の目的に沿う事業

（２）令和７年２月１日から令和８年１月３１日までの間に実施する事業

（３）次のいずれにも該当しないと認められる事業

ア　法令又は公序良俗に反する、又はそのおそれがあると認められる事業

イ　特定の政治、思想、宗教等の活動に利用される、又はそのおそれがあると認められる事業

ウ　冠事業を実施しようとする者が、松原市暴力団排除条例（平成２４年条例第３６条）第２条第１号に規定する暴力団又は同条第２号に規定する暴力団員又は同条第４号に規定する暴力団密接関係者に該当する事業

エ　営利を目的とする（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の指定管理者がその指定に係る施設において行う自主事業を除く。）と認められる事業。ただし、市の振興に寄与すると認められる事業は、この限りではない。

オ　その他市長が不適当であると認める事業

（松原市市制施行７０周年記念事業の目的）

第４条　市民がより一層強く一体感をもって祝うことができる記念事業を展開するとともに、２０２５年日本国際博覧会の機運の高まりを活かし、この７０年で培った松原市の魅力を、市内のみならず市外・海外にも発信し、市内においては市民の「誇り」「愛着」の醸成、また市外・海外に対しては交流人口・関係人口の増幅を図り、次の１０年また未来に向けた松原市の発展に繋げる。

（冠事業承認の申請）

第５条　冠事業の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、松原市市制施行７０周年記念冠事業承認申請書（様式第１号）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

（冠事業の承認）

第６条　市長は、前条の規定による申請があった場合、その内容を審査し、承認の可否を決定するものとする。

２　市長は、前項の規定により承認の可否を決定したときは、松原市市制施行７０周年記念冠事業承認（不承認）通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。
３　第１項の規定により承認を受けた者（以下「事業者」という。）は、次に掲げる支援を受けることができる。
（１）「松原市市制施行７０周年記念事業」の冠称の使用
（２）松原市市制施行７０周年記念ロゴマーク及びキャッチコピーの使用

（承認内容の変更申請）
第７条　事業者が、承認された内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ、松原市市制施行７０周年記念冠事業変更（中止）届出書（様式第３号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
２　前項に規定する承認は、松原市市制施行７０周年記念冠事業変更（中止）承認（不承認）通知書（様式第４号）をもって行う。

（承認の取消し）
第８条　市長は、冠事業の承認をした事業がこの要領に違反していると認められるときは、その承認を取り消すことができる。
２　前項に規定する承認の取消しは、松原市市制７０周年記念冠事業取消通知書（様式第５号）をもって行う。

（報告）
第９条　冠事業の承認を受けた事業が終了したときは、事業終了後３０日以内に松原市市制施行７０周年記念冠事業実施報告書（様式第６号）を市長に提出しなければならない

（責任の制限）
第１０条　第８条の規定により、冠事業の承認を取り消した場合、事業者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。
２　事業者は、冠事業に関して第三者との間に紛争が生じた場合は、自己の責任において解決するものとし、市長は、損害賠償、損失補填その他の法律上の責任を一切負わない。

（事業経費）
第１１条　冠事業の実施にかかる経費は、事業者の負担とする。

（適用除外）
第１２条　市が実施する事業については、第５条から第１１条までの規定を適用しないものとする。

（補則）
第１３条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則
（施行期日）
１　この要領は、令和６年１０月３０日から施行する。